

## 青森操車場跡地利用計画審議会条例

平成二十四年六月二十七日

条例第四十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、青森操車場跡地利用計画審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 青森操車場跡地の利用に関する計画(以下「利用計画」という。)について調査審議するため、青森操車場跡地利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条 審議会は、市長の諮問に応じ、利用計画に関する事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、利用計画について必要があると認めるときは、市長に意見を具申することができる。

(組織)

第四条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第三条第一項の規定による答申の日限り、その効力を失う。